

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用上の留意点について

(平成23年4月7日島刑企甲第382号ほか県警察本部長通達)

(概要)

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用上の留意点について必要な事項を定めたものです。